

通所介護重要事項説明書

1. 事業所の概要

法人名	株式会社佐瀬トータルケアセンター
代表者名	代表取締役 佐瀬 妙見
事業所名	アネシス・シャローム
所在地	〒302-0104 茨城県守谷市久保ヶ丘2-16-1
連絡先	電話 0297-47-1570
事業者指定番号	0872401062
管理者	高野 剛志
サービス提供地域	守谷市・常総市・つくばみらい市・坂東市・取手市

2. 事業所の職員体制

管理者、生活相談員、看護師、機能訓練指導員・介護職員、事務員、栄養士を置く。必要に応じて他職種を配置する。

3. 営業日、営業時間及び内容

営業日 月曜日から金曜日 祝日は営業（ただし12月30日～1月3日は休業）

営業時間 8時30分から17時30分

サービス提供時間 9時00分から16時00分

内容 ①食事の提供 ②入浴（一般浴） ③日常生活動作の機能訓練 ④健康チェック
⑤送迎 ⑥レクリエーション、⑦口腔機能向上サービス

4. 利用料金

① 介護保険による利用の場合

- ・第1号通所介護の利用者負担金はサービス料金の1割または2割または3割です。
- ・交通費 通常の事業の実施地域を越えて行う場合は、1km 50円頂きます

② 利用料金の支払方法

当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月5日までに利用者に送付します。

当月の料金の合計額を翌月10日までにお支払ください。

お支払いただきますと領収証を発行いたします。

5. キャンセル料金

利用者の都合によりサービスを中止にする場合、連絡時期によりキャンセル料を申し受けることがあります。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない場合はキャンセル料は不要です。

時期	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の当日	利用料の100%

6. 事故発生時の対応及び賠償責任

- ・通所介護の提供により利用者に事故が発生した場合は、利用者の家族に連絡するとともに管理者、市町村、居宅介護支援事業所に報告し、適切な処置を実施します。
- ・サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

7. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われます。

るよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行います。なお、「通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

10. 秘密保持

1. 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です
2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
3. 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

11. 緊急時の対応

通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

12. 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、そ

れらを定期的に従業員に周知します。

③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：(毎年2回)

④⑤の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

1 3. 衛生管理等

(1) 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 4. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. 契約・サービスの終了

- ・ 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- ・
- ・ 2. 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- ・ 3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ・ ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ・ ②事業者が守秘義務に反した場合
 - ・ ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・ 4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ・ ①利用者のサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
 - ・ ②利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ・ ③利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- ・ 5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ・ ①利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・ ②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ・ ③利用者が死亡した場合

16. 相談窓口・苦情窓口

サービスに関する相談、苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所管理者 高野 剛志

(電話) 0297-47-1570

○守谷市役所 介護福祉課

所在地 守谷市大柏 950-1 TEL0297-45-1111 FAX0297-45-6527

○常総市役所 幸せ長寿課

所在地 常総市水海道諏訪町 3222-3 TEL0297-23-2913

○つくばみらい市役所 介護福祉課

所在地 つくばみらい市福田 195 TEL0297-58-2111 FAX0297-58-5811

○坂東市役所 介護福祉課

所在地 坂東市岩井 4365 TEL0297-21-2193 FAX0297-35-8501

○取手市役所 高齢福祉課

所在地 取手市寺田 5139 TEL0297-74-2141 FAX0297-74-6600

○茨城県国民健康保険団体連合会

茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談室

所在地 水戸市笠原町 978-26 市町村会館3階 TEL029-301-1565 FAX029-301-1579

17. 情報開示

利用者の求めに応じてサービス提供記録の開示の実施が可能です

18. 第三者評価の実施状況

第三者による評価 の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	[2] なし		

令和 年 月 日

利用者氏名 印

代理人氏名 印